

9月16日の法廷にご参加を！国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判（大阪地裁）

9月16日 結審になります！

年度内の早期判決を求めよう

9月16日（水） 11:00 傍聴券の抽選 [大阪高裁前] 11:30 大阪地裁 202号法廷
終了後に報告・交流会 AP大阪淀屋橋 3階K室

■ 国は「『川瀬報告書』はガイドの「ばらつき」の解釈ではない」と回答

■ 原告は国の書面を批判して

ガイドに即して「ばらつき」を考慮すること/ 台場浜の破砕帯問題等の書面を提出

国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判は、9月16日（水）の第35回法廷で結審になります。提訴から8年です（提訴2012.6.12、第1回法廷2012.8.29）。16日の裁判の傍聴に、ぜひご参加ください。

最大の焦点となっている地震規模の「ばらつき」問題で勝訴を勝ち取りましょう。

* 「川瀬氏報告書」は裁判長の指示と関係ない

7月7日法廷で裁判長は、国に対し「『川瀬報告書』（国の書証）は裁判所の指摘と関係があるのか」など疑問を呈し、同報告書の作成経緯等を説明するよう書面の提出を求めました。

国は、8月31日に第34準備書面（9月16日付）を提出し、「川瀬氏に報告書の作成を依頼したのは、地震動審査ガイドの「ばらつき」（I.3.2.3(2)第二文）の解釈・運用を明らかにするためではなく」と回答し、「不確かさ」をやみくもに重畳することへの一般的批判として専門家の見解を得るためだと説明しています。川瀬報告書は裁判長の指示とは関係ないことが明確になりました。さらに国は、台場浜の破砕部が南方向に延長していないと再度主張しています。しかし、証拠として繰り返しているのは、南への延長とは関係のないものです。

* 原告は、国の主張を批判する最後の書面を提出

原告は9月11日、国の書面を批判する準備書面（38）を提出しました。「やみくもに重畳」しているのではなく、ガイドに即せば、地震規模の「ばらつき」考慮は、「不確かさ」とは明確に区別されていること、そして、「ばらつき」と短周期の1.5倍ケースの「不確かさ」の両方を考慮し、現行基準地震動の1.34倍となり、大飯原発の耐震安全性は成り立たないと主張しています。さらに、台場浜で確認された破砕部が南の方向に延長している可能性は、有識者会合の最終報告でも、審査会合でも否定されていません。そのため、重要施設である非常用取水路の下まで活断層が存在する可能性があるため、設置許可基準規則に違反することも再度主張しています。

法廷終了後の報告・交流会では、法廷報告等を行います。マスクの着用にご協力ください。

◎国の第34準備書面（8月31日提出。9月16日付）

http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/gyouso_hikoku_junbi34_20200916.pdf

◎原告の準備書面（38）（9月11日付）

http://www.jca.apc.org/mihama/oisaiban/gyouso_genkoku_junbi38_20200911.pdf